

新設分割に関する事後開示書類
(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

2026 年 10 月 1 日

株式会社平和ホールディングス

株式会社平和

2026 年 10 月 1 日

新設分割に係る事後開示事項

東京都台東区東上野一丁目 16 番 1 号
株 式 会 社 平和ホールディングス
代表取締役社長 三好 康之

東京都台東区東上野一丁目 16 番 1 号
株 式 会 社 平 和
代表取締役社長 嶺井 勝也

株式会社平和ホールディングス（以下「分割会社」といいます。）は、2026 年 5 月 13 日付新設分割計画書に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社の遊技機械の開発、製造及び販売に係る事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社平和（以下「新設会社」）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行いました。本新設分割に関して、会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 209 条第 1 号）

2026 年 10 月 1 日

2. 法定手続の経過

（1）新設分割の差止請求（会社法施行規則第 209 条第 2 号）

本新設分割は会社法第 805 条の規定に基づく簡易分割に該当し、同法第 805 条の 2 ただし書きに規定する場合に該当するため、株主には差止請求権が認められません。

（2）反対株主の買取請求（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

本新設分割は会社法第 805 条の規定に基づく簡易分割に該当し、同法第 806 条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施していません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

分割会社には会社法第 808 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(4) 債権者の異議（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

分割会社は、新設会社への債務の承継を重畳的債務引受の方法により行っているため、会社法第 810 条の規定に関する債権者異議手続は実施しておりません。

3. 本新設分割により新設会社が承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新設会社は、新設分割計画書の定めるところにより、遊技機械の開発、製造及び販売に係る事業の権利義務を分割会社から承継いたしました。

4. その他新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当する事項はございません。

以上